

瀬戸市情報公開審査会答申第4号（平成14年9月11日答申）

1 審査会の結論

瀬戸市長（以下「実施機関」という。）が行った「〇〇町〇丁目地内におけるグループホーム設置に関する騒音規制法に基づく特定建設作業実施届出書」の開示決定については、妥当である。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、瀬戸市情報公開条例（以下「条例」という。）第3条に基づき、異議申立人が平成14年6月6日付けで行った「〇〇町〇丁目地内におけるグループホーム設置に関する騒音規制法に基づく特定建設作業実施届出書」の開示請求に対し、平成14年6月14日付け14瀬環第209号により瀬戸市長が行った開示決定処分について、不服があるとするものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

開示された公文書には、「特定建設作業工程表の平成14年1月21日以前と平成14年3月以降分」、「夜間等の作業の禁止時間帯届」、「作業禁止日」が付いていないので、これらの開示を求めたものである。

3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立人が開示を求める文書は、存在しない。

(2) 対象公文書の特定及び開示の実施は、次のとおり行った。

本件開示請求に係る対象公文書として「特定建設作業実施届出書」を特定したものである。

特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業（例えば、ブルドーザーを使用する作業など。）をいい、騒音規制法、振動規制法及び愛知県公害防止条例による規制がされている。

〇〇町〇丁目地内におけるグループホーム設置における建設作業に関しては、使用される重機の種類により、騒音規制法及び振動規制法には該当

せず、愛知県公害防止条例には該当するものである。特定建設作業実施届出においては、愛知県公害防止条例及び愛知県公害防止条例施行規則（以下「県条例等」という。）により、特定建設作業実施届出書に現場付近の見取図及び建設工事の工程の概要を示した工事工程表を添付することが義務付けられており、実際に特定建設作業実施届出書及び添付資料（現場付近の見取図、建設工事の工程の概要を示した工事工程表）が提出されている。

また、届出が遅れたことにより瀬戸市における任意の様式である遅延理由書が提出されている。

これら全てを対象公文書であると特定し、全部を開示したものである。

4 審査の経過

当審査会は、本件諮問事件について、次のとおり審査を行った。

- (1) 平成14年6月25日 実施機関から諮問書を收受
- (2) 同年7月2日 実施機関から理由説明書を收受
- (3) 同月26日 異議申立人から意見書を收受
- (4) 同年8月16日 審査
- (5) 同年9月4日 審査

5 審査会の判断の理由

- (1) 「〇〇町〇丁目地内におけるグループホーム設置に関する騒音規制法に基づく特定建設作業実施届出書」について、不開示事項の記載がないと認められる。
- (2) 異議申立人は、公文書の特定に不十分な点があるとし、特定した文書以外の文書の存在を主張し、開示を求めていると認められるため、当審査会としては、異議申立人が存在を主張する文書について次のとおり判断する。
ア 特定建設作業実施届出書の平成14年1月21日以前と平成14年3月以降分

実施機関（環境課）（以下「諮問庁」という。）の説明は、おおむね次のとおりである。

本件対象公文書にある開発行為については、愛知県公害防止条例第44条第1項の規定により届出されており、届出が遅れたため遅延理由書

も提出されている。これら保有する文書のすべてを開示したものである。

作業実施の期間については、平成14年1月21日から平成14年6月30日までとされており、平成14年1月20日以前は、特定建設作業を実施していないということを事業者にも口頭で確認しているものである。

以上のことから該当する公文書は不存在である。

上記諮問庁の説明は、事務の経過を述べたものであると認められ、その結果、「特定建設作業実施届出書の平成14年1月21日以前分」を保有していないという説明に不自然な点はない。

イ 夜間等の作業の禁止時間帯届及び作業禁止日

諮問庁の説明は、おおむね次のとおりである。

愛知県公害防止条例及び同条例施行規則においては、作業時間を限定する規定及び作業の実施を禁止する日についての規定はない。

同条例の運用において、事業者が届け出た内容にはない休日・夜間等の作業を行う場合などの事務処理の手続きについては、各市で判断することとなっている。

届け出られた内容の変更は、事業者から自主的に届け出てもらったほか近隣住民等からの通報・苦情等により把握していることが実情である。

変更の事実を把握した場合における本市の対応としては、事業者に対して変更の理由を付して変更届を提出するよう求めることとしている。

本件については、事業者に対し、特定建設作業について近隣住民へお知らせをすることと市への届出義務について指導をしていたが、本件開示実施時までにおいて、事業者からの変更の申出及び近隣住民等からの通報等はなく、変更に伴う届出はされていない。

以上のことから該当する公文書は不存在である。

上記諮問庁の説明は、事務の経過を述べたものであると認められ、その結果、「夜間等の作業の禁止時間帯届」及び「作業禁止日」に関する文書を保有していないという説明に不自然な点はない。

- (3) 以上のことから、開示を実施した文書以外の文書については存在しないと認められるので、上記1記載の審査会の結論のとおり判断した。

しかしながら、本来事前に提出されるべき特定建設作業実施届出書が事前に出されていなかったために文書の存在についての不信を招き、異議申立てがなされたと認められるので、今後は適正な事務処理に努められたい。